

高校生スキルアッププログラム実施要項

1 目的

高校生スキルアッププログラム（以下「プログラム」という。）は、学校外における学習（以下「学校外学習」という。）への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的とする。

2 主催

青森県総合社会教育センター（以下「社会教育センター」という。）

3 プログラムの内容

本プログラムは、学校外学習の機会に関する情報提供を行うとともに、学校外学習に積極的に取り組み、所定の基準を満たした高校生に「高校生スキルアップ奨励証」（以下「奨励証」という。）及び「高校生スキルアップ認定証」（以下「認定証」という。）を交付するものである。

(1) 対象高校生

幅広い知識や社会性を身に付けるとともに、企画力や行動力、プレゼンテーション能力等のスキルの向上を望む高校生を対象とする。

(2) 参加申込み

参加を希望する高校生は、「高校生スキルアッププログラム参加申請書（様式1）」を在籍校の校長に提出し、校長はこれを「高校生スキルアッププログラム参加申請者一覧（様式2）」により取りまとめの上、社会教育センターへ提出すること。

(3) 対象となる学校外学習

このプログラムの対象となる学校外学習については、放課後、週休日、長期休業中等に実施されるものとし、原則として、生徒自らが情報収集するものとする。（学習的・教養的な内容であれば可。）

なお、社会教育センターからも情報提供する。

(4) 学校外学習の実施

このプログラムに参加する高校生は、各自学校外学習を選択し、「学校外における学習の記録（様式3）」に必要事項を記入の上、主催者から受講証明または活動証明を受けること。また、学校外学習1回につき1枚以上の「学校外における学習のレポート（様式4）」を作成すること。

(5) 学校外学習の単位数

学校外学習1回ごとに単位数を定め、概ね1時間の学習をもって1単位とする。

(6) 奨励証の交付

① 申請

ア 単位数の累計が20単位以上となった高校生は、奨励証の交付を申請することができる。

イ 奨励証の交付を希望する高校生は、「高校生スキルアップ奨励証交付申請書（様式8）」に「学校外における学習の記録（様式3）」、「学校外学習のまとめ（様式6）」を添えて在籍校の校長に提出し、校長はこれを取りまとめの上、社会教育センターに提出すること。

② 認定

社会教育センターは、提出されたレポート等を審査し、適当と認めた場合に奨励証を交付する。

(7) 認定証の交付

① 申請

ア 単位数の累計が35単位以上となった高校生は、認定証の交付を申請することができる。

イ 認定証の交付を希望する高校生は、「高校生スキルアップ認定証交付申請書(様式5)」に「学校外における学習の記録(様式3)」、「学校外における学習のレポート(様式4)」、「学校外学習のまとめ(様式6)」を添えて在籍校の校長に提出し、校長はこれを取りまとめの上、社会教育センターに提出すること。

② 認定

社会教育センターは、提出されたレポート等を審査し、適当と認めた場合に認定証を交付する。

4 その他

(1) 学校担当者の配置

高等学校においては、プログラムの担当教員を置くこと。

(2) 保険への加入

このプログラムに参加する高校生は、必要に応じて賠償責任保険等に参加すること。

(3) 事業の実施に当たっての詳細は、「実施の手引き」に定めることとする。

(4) あおもり県民カレッジへの入学

本プログラムは、「あおもり県民カレッジ」の仕組みを利用して運営するため、本プログラム参加生徒は、あおもり県民カレッジ学生とする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年5月1日から施行する。

この要項は、平成25年4月22日から施行する。

この要項は、平成27年4月9日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月17日から施行する。